

る。

(両罰規定)

- 第27条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。
- 2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

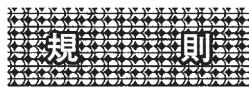
(施行期日)

1 この条例は、平成23年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に運営されている暴力団事務所については、第12条第1項の規定は、適用しない。ただし、当該暴力団事務所が、他の暴力団のものとして開設され、又は運営される場合は、この限りでない。

組織犯罪対策課



長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成22年3月17日

長野県公安委員会委員長 花岡勝明

長野県公安委員会規則第2号

長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則

長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則（昭和35年長野県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

（別表）（第2条関係）

階級等別 区分	警察官						警察官以外の職員	合計
	警視	警部	警部補	巡査部長	巡査	小計		
長野県警察本部	人 74	人 114	人 341	人 247	人 150	人 926	人 275	人 1,201
長野県警察学校	2	3	12	1		18	4	22
警察署	43	134	632	769	748	2,326	170	2,496
初任科生					150	150		150
合計	119	251	985	1,017	1,048	3,420	449	3,869

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

警務課